

## 穴水町競争入札心得

(趣旨)

第1条 穴水町の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合の取り扱いについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「令」という。）、穴水町財務規則（昭和40年穴水町規則第5号、以下「財務規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加の申出)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、財務規則第80条の公告において指定した期日までに成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類及び当該公告で指定した書類を添え、町長にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前にその者の見積金額の100分の3以上の入札保証金又は、入札保証金に代わる担保（財務規則第84条に規定するものとする。以下同じ。）を町長の指定する出納員若しくは取扱金融機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合はこの限りでない。

- 2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証契約に係る保険証券を担当課長に提供しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札保証金または入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、担当課長の審査を受け、その面前において、これを封かんの上氏名及び金額を封筒に明記して入札保証金納付書を添え提出しなければならない。
- 4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその領収書と引換にこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書、契約案及び現場等並びに入札執行通知書（以下「設計図書等」を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において設計図書等に疑義があるときは、入札の前日までに関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、別記書式により作成し、所要の事項を明記し、所定の箇所に記名押印し、入札者の氏名を表記し、所定の時刻までに入札箱に投入しなければならない。記載事項（金額を除

く。)について訂正したときは、当該訂正箇所には訂正印を押さなければならない。

- 3 入札書の郵送は認めないものとする。ただし、入札保証金の全部の納入を免除された場合であって担当課長においてやむをえないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中と朱書し、中封筒に入札名及び入札日時を記載し、担当課長あて親展で提出しなければならない。
- 4 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。
- 5 入札参加者は、代理人をして入札させる時は、その委任状を持参させなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 7 入札参加者は、令第167条の4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。
- 8 入札参加者は、見積内訳書は必ず持参し提出しなければならない。

(入札の辞退等)

第4条の2 入札参加者は、入札書を入札箱に投入するまでは、次の各号に掲げるところによりいつでも入札を辞退することができる。

- (1) 入札書を入札箱に投入するまでは、別記書式により入札辞退届を作成し、町長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中であっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入して行う。

2 一般競争入札（入札後審査型）では、落札決定保留中での他の工事の契約により、入札参加資格確認申請書どおりの配置予定技術者を配置することができなくなった場合の取り扱いについては、入札辞退届ではなく、申請取下届を別記書式により作成し、速やかに契約担当者に直接提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等については不利益な取扱いをうけるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札のとりやめ等)

第5条 入札参加者が、連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げる恐れがあると認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し

若しくは中止することがある。

2 入札執行前又は入札執行中において入札参加者が二人に達しないときは、入札を取りやめるものとする。

3 前項の規定は、一般競争入札には適用しない。

(無効の入札書)

第6条 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

(1) 当該入札に対する同一人の二以上の入札

(2) 資格を有しない者のした入札書

(3) 第3条に規定する入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札書

(4) 記名押印を欠く入札書

(5) 金額を訂正した入札書

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書、又は他事記載のある入札書

ただし、錯誤等によりその瑕疵が比較的軽微なもので、入札者の意志が察知されるものは除く。

(7) 明らかに連合によると認められる入札書

(8) 当該入札書について他の入札参加者の代理人を兼ね又は二人以上の代理人をした者の入札書

(9) 委任状を持参しない代理人のした入札書

(10) 再度入札に当り、直前の入札の最低価格以上の入札書

(11) 予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格を上回る価格の入札書

(12) その他入札に関する条件に違反した入札書

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札者は、入札書を入札箱に投入した後（以下「入札後」という。）は、いかなる場合といえども、その入札書の書換、引換、若しくは撤回または辞退の申立をすることはできない。

(開札)

第8条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会の上行うものとする。ただし、第4条第3項に規定する場合を除く。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者に

より、当該契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認めるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 町長は、当該契約の内容に適合した履行を確保するためにあらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札等)

第10条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、また最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき、直ちに再度の入札を行う。

- 2 第6条の規定により入札書が無効とされた者又は最低制限価格未満の入札者は、当該入札に再度参加することはできない。
- 3 再度入札をしても、落札者がいないときは、令第167条の2第1項第8号に規定されている随意契約によるものとする。ただし、入札執行者が随意契約をできないと認めるときは、改めて入札を執行する。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札者となるべき同価格の入札をした者が二人以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後速やかに、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は、財務規則第101条に規定する契約保証金に代わる担保を提供するものとする。ただし、財務規則102条の規定により契約保証金又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- 2 第3条2項の規定は、「入札保証金」を「契約保証金」に「入札保証保険契約」を「契約保証保険契約」に「当該入札保証保険契約」を「当該契約保証保険契約」に読み替えて、前項ただし書きの場合について準用する。

- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合において、当町にあっては、あらかじめ、現金を保証金納付書により取扱金融機関に納付し、保証金領収書の交付を受け、これを町長に提出し、引き替えに保管証書の交付を受けなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提出する場合において、当該担保が有価証券であるときは、担保納付書を添えて会計管理者又は出納員に提出し保管証書の交付を受けなければならない。
- 5 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が、銀行等の保証である場合においては、提出する当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

(入札保証金の振替)

第13条 町長において必要があると認めた場合には、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

(契約書等の提出)

第14条 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内(土、日、休日を除く。)に契約書の案(契約金額が30万円以下の場合は請書とする。以下同じ。)を提出し、契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が5,000万円以上の工事又は製造の請負及び予定価格が700万円以上の物品の購入については、仮契約書の案を提出し仮契約を締結するものとする。

- 2 前項ただし書きの場合については、穴水町議会の議決又は町長の専決があったときは本契約とする。
- 3 落札者が第1項に規定する期間内に契約又は仮契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(部分払)

第16条 部分払の限度額及び部分払の回数は財務規則第114条による。

(前金払)

第17条 前金払の限度額及び支払いは、穴水町公共工事の前金払取扱規則による。

(随意契約の場合の準用)

第18条 第4条から第9条、第11条、第13条及び第14条の規定は、随意契約の場合につ

いて準用する。この場合においては「入札」を「見積」に、落札を「見積適格」に読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年5月17日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。